

保護者の皆様へ

地域子育て支援課長

気象情報で警報等が出ている場合の放課後ルームの対応について

日頃より、放課後ルーム事業につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

気象情報で警報等が出ている場合の放課後ルームの対応につきましては、児童の安全確保を徹底するため、下記のと通りの対応とさせていただきますので、確認をお願いします。

記

●対応の基本方針

- ・午前7時の時点で警報が解除されており、学校に登校した場合は通常通り開所とします。
- ・午前7時の時点で警報が発表されている場合は、小学校が休校の場合でも、午前10時半の警報で判断します。
 - 午前10時半までに警報等が解除された場合、12時半から開所。
 - 午前10時半の時点で警報等が発令中の場合、臨時休所。
- ・学校が休みの日（土曜日・夏休み等）も、同様の対応とします。午前7時の時点で警報が解除されている場合は通常開所とします。午前7時の時点で警報が発表されている場合は、午前10時半の警報で判断します。
 - 午前10時半までに警報等が解除された場合、12時半から開所。
 - 午前10時半の時点で警報等が発令中の場合、臨時休所。
- ・放課後ルーム開所中に、警報が発令された場合は、放課後ルームからメール配信、またはお電話いたしますので、児童のお迎えをお願いします。なお、ご家庭の事情により、児童の一人帰りを希望される場合は、放課後ルームへご連絡ください。

●気象警報の確認方法

- ・気象情報については、テレビ等のメディア、スマートフォン等の携帯電話、インターネットで保護者が確認してください（放課後ルームからのメール配信はいたしません）。

※次の方法で、情報を確認することもできます。

- ・ふなばし情報メール（funabashi-joho@sg-m.jp）に直接空メールを送信し登録する。
- ・船橋市公式アプリ「ふなっぷ」を船橋市ホームページからダウンロードし、防災サイトにアクセスする。

●その他

- ・臨時休所になった場合は、児童育成料（おやつ代含む）の返金はいたしません。